

別表（第3条—第5条関係）

地区の名称		沿道 サービス地区 (2住)	沿道 住宅地区 (2住・1住・2 中高・1中高)	都市型低中層 住宅地区 (1中高)	都市型低層住 宅地区 (1低層)
ア	建築物 の用途 の制限	1) 自動車教習所 2) 倉庫業倉庫 3) 畜舎	1) ボウリング場、 スケート場、水 泳場、ゴルフ練 習場、バッティ ング場等 2) カラオケボッ クス場 3) 麻雀屋、パチ ンコ屋、射的場、 馬券・車券売場 等 4) 自動車教習所 5) 畜舎	1) 大学、高 等専門学 校、専修学 校等 2) 神社、寺 院、教会等 3) 病院 4) 単独車庫 5) 畜舎	1) 神社、寺 院、教会等 2) 畜舎
イ	壁面の 位置の 制限	<p>1. 都市計画道路境界線 道路に面する建築物の外壁は、道路境界線から1.0m以上後退した位置とする。</p> <p>2. その他の道路境界線 道路に面する建築物の外壁は、道路境界線から0.5m以上後退した位置とする。</p> <p>3. 隣地境界線 隣地に面する建築物の外壁は、北側隣地境界線から1.0m以上、その他の隣地境界線から0.5m以上後退した位置とする</p>			

ウ	建築物 の 高さ の 最高 限度	15m ただし、道路境界 線から1m以上壁 面後退した場合 は壁面後退した 距離から1m差し 引いた分だけ15m に上乗せするこ とができる。	15m	12m (用途地域に よる制限)
---	---------------------------------	---	-----	----------------------------